

児 童 手 当 受 給 事 由 消 滅 届

受付印

呉市長様

提出年月日

令和 6・9・2

受給者	ふりがな	くれやま いちろう	生年月日	昭 和 50・5・5 平 成
	氏名	吳山 一郎		
	住所	呉市 中央4丁目1-6	電話 123-4567-8910	
消滅した受給事由	<p>ア 受給者が日本国内に住所を有しなくなった。</p> <p>イ 受給者が他の市町村(特別区を含む)に転出した。</p> <p>ウ 受給者が公務員になった</p> <p>エ 受給者が児童と別居することとなった(単身赴任の場合を除く。)</p> <p>オ 未成年後見人でなくなった</p> <p>カ 父母指定者でなくなった(児童の生計を維持する父母等の帰国)</p> <p>キ 児童について、つぎの事実が生じた。</p> <p style="text-align: center;">(対象児童の氏名 吳山 太郎)</p> <p>(ア)死亡した。</p> <p>イ 監護しなくなった。</p> <p>(ウ)生計を同じくしなくなった。</p> <p>(エ)生計を維持しなくなった。</p> <p>(オ)国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く。)</p> <p>(カ)児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院した</p> <p>ク その他 ()</p>			
	消滅事由が発生した日	令和 6 年 8 月 23 日		
	残手当の支払い方法 ※受給者名義の口座に限る	<p>① 現在の届出口座</p> <p>2 1以外の口座(氏名の変更に伴い、口座名義を変更する場合は、別途、口座変更届が必要です。)</p>		
備考				

裏面の注意をよく読んでから記入してください。

字は、楷書ではっきり書いてください。

下欄は記入しないでください。

<p>決裁欄 ※次のとおり決定してよろしいですか。</p>				
担当	担当	主査	支援GL	課長

(裏面)

注意

- 1 受給者が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を変更したことにより児童手当の受給事由が消滅した場合で、その住所の変更について、転出届に児童手当の受給者であることを書いて提出した場合には、この届は提出する必要はありません。なお、6の⑦又は7を○で囲んだ場合は、（ ）内にその理由を具体的に記入してください。
- 2 全ての児童が18歳に達する日以後最初の3月31日を経過したことにより、児童手当の受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。
- 3 「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 4 6の⑥は、**児童自立生活援助**、委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。